

# みずほ教育福祉財団

## 第37回 「老後を豊かにするボランティア活動資金助成事業」

### (令和2年度) 応募要領

主催：公益財団法人 みずほ教育福祉財団

後援：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

#### 趣 旨

高齢化社会を迎え、高齢者が住みなれた街で安心して生活するための、地域住民・ボランティアによる主体的かつ活発な福祉活動に対するニーズが、一段と高まっています。

本助成事業は、高齢者を主な対象として活動するボランティアグループおよび地域共生社会の実現につながる活動を行っている高齢者中心のボランティアグループに対し、活動において継続的に使用する用具・機器類の取得資金を助成します。

#### 応 募 内 容

##### 1. 助成対象

地域において、助成の趣旨に沿った活動を行っている比較的小規模な任意参加のボランティアグループで、次の要件を満たすもの。なお、反社会的勢力、および反社会的勢力に関係すると認められるグループからの申請は受け付けられません。

##### (1) 必要要件

- ① グループメンバー：10人～50人程度。
- ② グループ結成以来の活動実績：2年以上（令和2年3月末時点）。
- ③ 本助成を過去3年以内（平成29年度以降）に受けていないこと。
- ④ 規約（会則）、活動報告書類および会計報告書類が整備されており、規約（会則）に定めるグループ名義の金融機関口座を保有していること。

##### (2) 対象外となるグループ

- ① 法人格を有する団体（特定非営利活動法人など）およびその内部機関。
- ② 老人クラブおよびその内部機関。
- ③ 自治会・町内会およびその内部機関。

##### 2. 助成対象となる活動内容および使途（例）

活動内容	使途（例）
① 高齢者を対象とした生活支援サービス	食事・清掃・友愛訪問等の生活を援助する活動や住宅補修・庭木の手入れ等の生活環境を改善する活動に必要な用具・機器等
② 高齢者による、地域共生社会の実現につながる活動	高齢者が中心となっていく、こども食堂、学習支援、地域清掃、緑地整備、パトロール等の地域共生社会の実現につながる活動に必要な用具・機器等
③ 高齢者と他世代との交流を図る活動	幼児・児童等との交流活動や地域の伝統文化を伝承する活動等に必要な用具・機器等
④ レクリエーションを通じて高齢者の生活を豊かにする活動	高齢者を対象としたレクリエーション活動に必要な運動用具・機器、楽器、遊具等



### 3. 助成対象となる用具・機器（※）

① 活動において継続的に使用する用具・機器の購入費用に限ります。

ただし、エアコン・テレビ・椅子・テーブル等、設備に類するものは除きます。

② 運営経費（人件費、交通費、消耗品費）、研修経費（講師謝金、会場費）等は対象外です。

③ 助成決定通知の到着前に購入された用具・機器は対象外です。

（※）助成決定通知で承認された用具・機器と異なる品目を購入することはできません。承認された品目と異なる物品を購入した場合は、助成金を全額返還していただきます。

### 4. 助成金額およびグループ数

1 グループにつき10万円を上限に、希望内容を踏まえ、選考委員会にて用具・機器の品目および助成金額を決定します。助成は、計110グループ程度を予定しています。

### 5. 応募方法および期限

所定の申請書に必要事項を記入の上、都道府県・指定都市または市区町村社会福祉協議会の推薦を受け、当財団に直接郵送願います。（※）

（期 限） 令和2年5月22日（金）（必着）

（送付先） 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-5

公益財団法人 みずほ教育福祉財団 福祉事業部

（※）社会福祉協議会の推薦手続は時間を要する場合があります。推薦を依頼する社会福祉協議会には必ず事前に連絡を行い、十分な余裕をもって申請書の持込みをお願いします。

### 6. 応募要領・申請書

応募要領・申請書は、当財団のホームページ（<http://www.mizuho-ewf.or.jp>）から、PDF形式でダウンロードできます。（2019年3月掲載予定）

### 7. 助成決定通知および助成金の振込

当財団の選考委員会（7月開催予定）にて助成先、承認品目および助成金額を決定し、7月までに各グループに選考結果を通知します。その後、助成先として決定したグループから振込口座届を提出していただき、9月上旬をめどに助成金を振込む予定です。（※）

（※）7月未までに選考結果の通知が到着しない場合は、当財団まで直接お問い合わせ下さい。提出いただいた書類は返却できません。また、選考内容に関するお問い合わせに 응じることはできません。

### 8. 購入品報告書・活動報告書

助成先グループには、「購入品報告書」（報告期限：令和2年10月末）により購入品について、「活動報告書」（報告期限：令和3年1月末）により購入品を利用した令和2年12月末までの活動について、報告していただきます。報告書の様式は、助成決定通知に同封します。また、活動を視察させていただくことがあります。

### 9. 問合せ先

みずほ教育福祉財団 福祉事業部

TEL：03-3596-4532、FAX：03-3596-3574

E-mail：FJP36105@nifty.com

以上

#### 【個人情報保護に関する事項】

1. 当財団がこのプログラム「老後を豊かにするボランティア活動資金」の助成に関して取得する個人情報は、選考作業や助成可否の通知など、本申請に関する業務に必要な範囲に限定して取扱います。
2. 当財団は本件助成が決定した場合、決定者に関する情報を一般公開いたしません。
3. 個人情報に関する窓口は次の通りです。

（個人情報担当）公益財団法人みずほ教育福祉財団 事務局 （電話）03-3596-4531